

令和5年8月28日

相模原市教育委員会
教育長 渡邊 志寿代 殿

相模原市子どものいじめに関する審議会
会長 高橋 勝

いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証について（答申）

令和5年7月11日付け5学教課第1783号で諮問のあった次の事項について、下記のとおり答申いたします。

- 諮問事項1 市が令和4年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について
- 諮問事項2 市立小中学校等が令和4年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について

記

はじめに

相模原市子どものいじめに関する審議会（以下「審議会」という。）は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき設置された相模原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関で、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議し答申することなどとなっています。

これを踏まえ、審議会は、教育委員会から諮問を受けた上記事項について、相模原市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、教育委員会から提示された資料及び説明に基づき審議を行い、これまでの審議の結果を取りまとめ、答申書として提出するものです。

1 諮問事項 1 に対して

ア 各委員から出された主な意見

- (ア) 【21 さがみはら子どもの権利相談室】【22 いじめ相談ダイヤル】
【24 ヤングテレホン相談対応】について

いじめを受けていても、声に出せない子どもたちがいる。これらの子が、置き去りにされないためにも、電話相談は有効な手立てではないかと考える。

また、児童生徒においても、自分たちからも、周りで起きているいじめを発信し、解決する力を身につけていく必要があるのではないかと考える。

- (イ) 【14 人権啓発活動地域ネットワーク協議会及び人権擁護委員の地域における活動】【17 人権福祉活動展の実施】について

市内の中学校で、人権作文についてかなり生徒が取り組んでおり、人権について考え、いじめをテーマとしている生徒も多くいる。児童生徒がポスター制作や作文を通して、いじめ防止に向けた発信をする取組も考えられるのではないかと考える。

- (ウ) 【8 発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知・活用】について

令和4年12月に改訂された『生徒指導提要』の中に、発達障害に関する記載がされているが、子どもの特性を理解することがいじめの未然防止に重要であるため「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」や「発達サポート講座」が活用されるよう進めることが大切である。

- (エ) 【5 人権研修の実施、人権教育指導資料集の周知、活用の推進】について

性に関する問題など、多様性の問題がいじめと関わることもある。多様性に関する法律・法令について、教員の方々に、関心を持っていただく取組が大切である。

- (オ) 【6 人権・福祉教育の推進校の研究実践】について

今後、より多くの学校が人権・福祉教育に関する取組推進ができるよう、周知することが必要である。

- (カ) 【10 ネットパトロールだよりに係る取組】【12 情報モラル対策、携帯電話・インターネット等の理解のための研修の開催】【36 情報モラルハンドブックの周知・活用】について

児童生徒は、SNS上で複数のグループに参加しながらも、友人とのやり取りに過度に神経を使っている面もある。SNSの適切な利用の促進に向けた取組が必要である。

イ 提言

- (ア) 教育委員会は、すべての児童生徒及び保護者が、いじめに関する相談を必要とした時に速やかに相談ができるよう、市の関係各課や学校及び家庭・地域と連携し、相談体制の一層の周知を図る必要がある。この体制づくりが、いじめの早期発見や速やかな解決につながる。
- また、児童生徒が発達段階に応じて、友人関係のトラブルやいじめを被害に遭った児童生徒だけでなく、自分たちでも発信し、解決できる社会的態度を身に付けられるように、学校ばかりでなく相談機関においても支援をしていただきたい。
- (イ) 児童生徒が、いじめの防止等について主体的に考え、取り組んだことを地域に向けて発信することは、いじめの防止等において大変有効である。市及び教育委員会は、情報発信を含めた児童生徒のいじめ防止に関わる主体的な活動が持続できるように支援し、学校のみならず、家庭、地域にも連携と協力を呼びかけていただきたい。
- (ウ) 発達障害に関するいじめを防止するためには、教員が発達障害に関する理解を深める必要がある。教育委員会は、「発達障害のある子どもへの理解と支援の手引き」等を用いて、教員の児童生徒の特性理解及び支援につながるよう、関係各課と連携しながら研修の充実に努めていただきたい。
- (エ) 性に関する問題など、多様性の理解・尊重はいじめの未然防止につながる。教育委員会は、「人権教育指導資料集」を用いて、人権研修等を通し、教員の理解が深まるよう支援していただきたい。
- (オ) 教育委員会は、人権・福祉教育の推進校における先導的な取組を支援するとともに、その成果をより多くの学校の取組に生かせるよう、推進校の教育実践を積極的に公開し発信していただきたい。
- (カ) 教育委員会は、ネットに関わるいじめの未然防止につなげるため、「情報セキュリティ・モラルハンドブック」等が活用できるよう、研修等で取り上げ、各校での取組を、家庭・地域に発信していただきたい。

2 諮問事項2 に対して

ア 各委員から出された主な意見

- (ア) 【(2) - 1 いじめ防止等の組織的な取組】について
いじめの未然防止・早期発見のために、日頃からの児童生徒理解が大切である。
また、いじめの件数が減ることがプラスであるとは考えず、教員は、アンテナを高く張り続けることが大切である。
- (イ) 【(3) - 1 教員の取組】について
いじめの当事者だけでなく、いじめの目撃により、後々、心に傷ができる児童生徒もいる。いじめの傍観者である児童生徒に対する、心のケアが必要と考える。

イ 提言

- (ア) 教員は、日常の学級経営の中で、児童生徒の自主的・自発的な活動が行えるよう、地道な支援をしなければならない。このような地道な支援を通して、児童生徒一人ひとりが、学級に自分の居場所を感じられるようになることでも、いじめの発生を減らす要因につながる。
また、今後もいじめの発生件数の増減にこだわらず、いじめの積極的な認知をしていただきたい。
- (イ) 学校は、各教員が児童生徒の小さな変化を的確にキャッチできるように、指導力向上と協力体制を構築するとともに、声掛けを柱とした児童生徒の状況把握の他、教育相談等を通して児童生徒の困り感を受容できる体制の充実に努めていただきたい。

以 上